

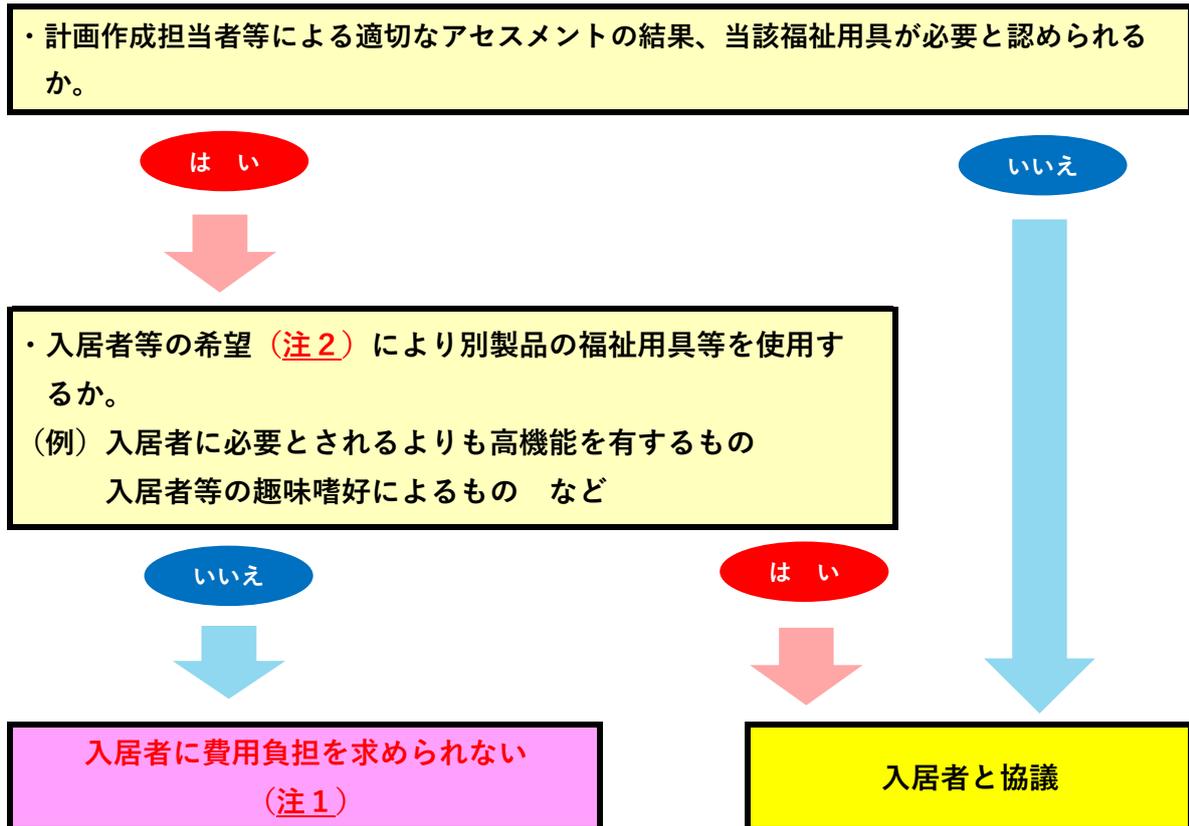
(参 考)

令和4年10月5日

日向市高齢者あんしん課

認知症対応型共同生活介護事業所における福祉用具の費用の取扱いについて (簡易版フローチャート)

○ 平11厚93号及び平11厚94に定められた福祉用具の場合



(注1) 計画作成担当者等による適切なアセスメントの結果、福祉用具が必要と認められる場合、次の取扱いを行わないよう、ご注意ください。

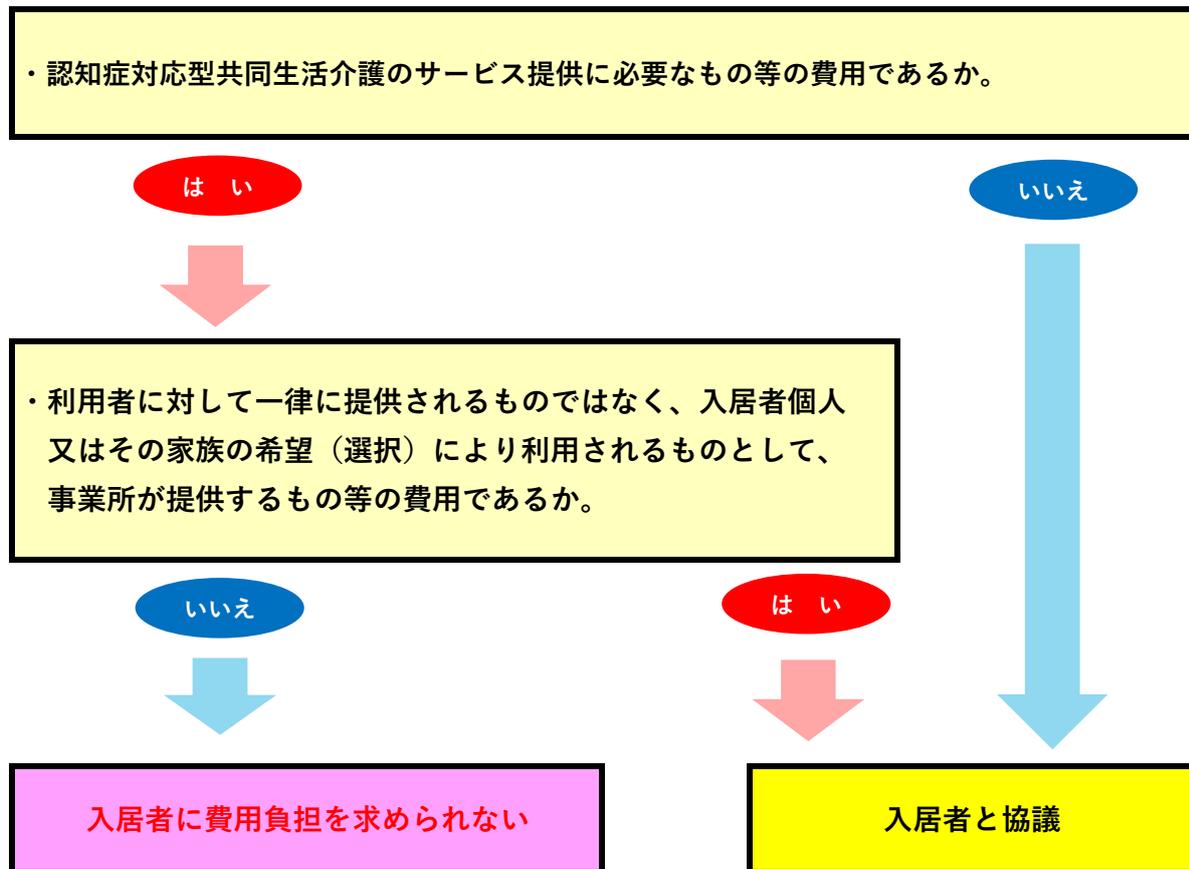
- ①入居者に福祉用具の使用料を請求すること
- ②入居者に福祉用具の購入を求めること
- ③当該事業所が入居者から福祉用具の使用料を徴収する形態でなくとも、入居者・福祉用具業者間で直接契約等を行わせるなど、入居者に費用を負担させること など

(注2) 次の場合については、入居者等とその費用負担の協議をしてください。

- ①計画作成担当者等による適切なアセスメントの結果、入居者に必要とされるよりも高機能を有するもの、又は特殊なものを入居者が希望する場合
- ②当該事業所が福祉用具を準備しているにもかかわらず、入居者の好みで別製品の福祉用具の利用を希望する場合 など

(参 考)

○ 平11厚93号及び平11厚94に定められた種目以外の福祉用具等の場合



○ 関連法令等

- ※ 平11厚93号 = 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種類（平成11年3月31日 厚生省告示93号）
- ※ 平11厚94号 = 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年3月31日 厚生省告示第94号）